

	文書分類	回 覧 処 分				
	M・5・1・8	会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別					
	永 久					

# 川崎町農業委員会

## 10月総会議事録

期 日 令和2年10月9日(金)

場 所 コミュニティセンター 2階  
研修室

令和2年10月9日開催、川崎町農業委員会総会をコミュニティセンター2階研修室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後7時00分

2、出席委員(12人)

1番	田所 義信	2番	重藤 義光	3番	中村 明
4番	松江 英幸	5番	星野 宗広	6番	山下 理江
7番	政時 修			9番	原 健治
10番	原口 友博	11番	中島 隆	12番	西山 一郎
13番	大内田峰夫				

3、欠席委員(1人)

8番	藤川 航
----	------

農地利用最適化推進委員

有吉 佳延	
金子 進	
北永 一弘	奥 俊英

4、本会事務局 事務局長 林勇 係長：中島俊悟 主事：北代省吾

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第11番 中島 委員 第12番 西山 委員

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件

その他

事務 局長 定刻となりましたので農業委員会10月総会を始めたいと思います。  
議案についてですが、できるだけ時間短縮することを目的として、質問及び意見等については事務局に前もって連絡をしていただくようになっておりましたが、質疑応答については必要と考えますので、もし意見等がある場合については挙手をして発言していただくようお願いします。またそれでは、田所会長より挨拶をお願いいたします。

議 長 (挨拶)

事務 局長 本日は13名中、12名の出席であります。定足数に達していますので、総会が成立しております。議長は会議規則4条の規定により会長をお願いするようになっておりますので会長は議事進行をお願いいたします。また本会議においてはマスクの着用を了解していただきたいと思います。

議 長 それでは議題に入る前に議事録署名人を指名させていただいてもよろしいですか。

農業 委員 はい。

議 長 それでは11番委員の中島委員さんと12番委員の西山委員さんよろしくをお願いいたします。

議長 それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について番号①を事務局は説明をお願いします。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請について番号①を説明します。1ページをお開きください。朗読いたします。  
譲受人住所、川崎町大字安真木●●番地の、氏名、●●、年齢66歳、家族構成、人員2人、農主2人、農従0人、自作地、6,489㎡、小作地、52,094㎡、計58,583㎡、農機具の状況は一式です。  
譲渡人住所、福岡市東区●●、氏名、●●、年齢66歳、家族構成、人員1人、農主0人、農従0人、自作地、2632.94㎡、小作地、0㎡、計2632.94㎡、農機具の状況はなしです。土地の所在は、川崎町大字安真木●●番、地目、畑、地積384㎡です。通作時間は、徒歩1分で、申請理由は売買であります。  
10月5日に●●委員と●●委員にさせていただきました。譲受人の自宅の宅地に隣接する農地でありまして、現在ミカン類が植えられています。譲受人は福岡市に住んでおり、また現状通りの作物を作るようですので周囲の営農に影響はないと考えます。場所等については2ページの位置図と3ページの航空写真で確認をお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは現地確認をしました●●推進委員は補足説明をお願いいたします。

●●委員 事務局と重藤委員と現地確認を行いました。譲受人の自宅の宅地に隣接する農地でありまして、現在ミカン類が植えられています。譲受人は福岡市に住んでおり、また現状通りの作物を作るようですので周囲の営農に影響はないと考えます。以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び推進委員の補足説明がございましたが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ほかございませんか。  
ないようですのでお諮りいたします。  
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(賛成多数)  
賛成多数ですので議案第1号農地法第3条1項の規定による許可申請について原案のとおり承認といたします。

議長 それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について番号②を事務局は説明をお願いします。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請について番号②を説明します。4ページをお開きください。朗読いたします。

譲受人住所、筑紫野市●●番地、氏名、●●、年齢31歳、家族構成、人員2人、農主0人、農従1人、自作地、14,518㎡、小作地、14,988㎡、計29,506㎡、農機具の状況は一式です。譲渡人住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●、年齢84歳、家族構成、人員1人、農主0人、農従0人、自作地、11,521㎡、小作地、0㎡、計11,521㎡、農機具の状況は一式です。土地の所在は、川崎町大字安真木●●番、地目、田、地積1,269㎡、他2筆で合計1514㎡です。通作時間は、住居地から車で50分で、申請理由は売買であります。

今年の3月の総会にて否決されたところでした。今回は、申請人の●●氏が手続きの簡略化を目的として川崎町内に住所変更していたことと、大豊地区の農地管理ができていないということで、審議の結果、簡単に許可できないという話になりました。今回は筑紫野市の住所から再度申請されています。また現在、●●氏が所有している筑紫野市での農業の成果として、餅キビの写真と大豊の柿畑の写真を添付してきております。10月5日に●●委員と●●委員で現地確認を行いました。5ページに位置図、6ページに航空写真が載っていますので参照されてください。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは現地確認をしました●●委員は補足説明をお願いいたします。

●●委員 事務局と●●委員と現地確認を行いました。前回申請時のときより草が生えて荒れております。このままでは荒れるばかりであると思われるので問題はないと判断しました。以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び推進委員の補足説明がございましたが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

●●委員 先日、大豊地区の農地付近の狭い道を大きなトラックでとおっていたので、注意をしたら、この先に土捨て場があるからと従業委員が言っていました。そういう認識をしているのではないのでしょうか。

- 委員 現在大豊にはどのくらい柿を植えていますか。
- 事務局 以前まで12本まで植えておりました、現在は24本ほどでした。
- 委員 計画通りにできていないことは前回も話に出てきましたが、私も果樹を出荷していますが、通常であれば、果樹を植樹したらできるだけ早く出荷したいという気持ちが大きいはずですので、前回のように様子を見たいとかなかなか考えられませんか。現在はなぜすぐに全体的に植樹をしないのでしょうか。
- 事務局 現在、過去の3条で許可を受けた農地が3筆ありますが、その農地の改良届が出ておりました、3筆のうち一番海拔が低い農地から順番に全体的に1メートルほど土を盛りたいとのことでした。その進入路として上から入る予定であることから、上の農地の両端に植樹をして真ん中を通路として盛土を行いたいと聞いていました。
- 議長 前回大豊地区の時は栽培計画を提出させていたのでそれを再度見てみると出荷まではおおよそ5年を見込んでおり、その間ベトナムへ輸出するための販路を確立すると記載されています。
- 委員 今回の栽培計画は出されていませんか。
- 事務局 今回は細かい栽培計画は提出されていませんが、3条許可申請書に栽培について簡易的な計画を記載する欄があり、そちらには記載していただいております。
- 委員 それであれば、事務局は今回の申請地に盛土をするということがわかっていたということですか。
- 事務局 今話をしている盛土については今回の申請地ではなくて、前回の3条許可申請をしてすでに取得した農地についての盛土であります。今回は盛土する等については一切聞いておりません。

議長 さまざまな意見があると思いますが、お諮りしたいと思います。  
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について賛成の方は  
挙手をお願いいたします。

(賛成少数)

賛成少数ですので議案第1号農地法第3条1項の規定による許  
可申請について番号②は不許可といたします。

●● 委員 今許可をだして、条件を満たせば許可書を発行するということに  
はできませんか。

議長 今回の申請については不許可とすることが決まりました。大豊地  
区をしっかり耕作されてから再度申請していただくこととなる  
と思われま。

議 長 それでは議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局は説明をお願いします。

事 務 局 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。7ページをお開きください。朗読いたします。

譲受人住所、田川市●●番地、氏名、●●、譲渡人住所、川崎町大字田原●●番地、氏名、●●、土地の所在は、川崎町大字田原字●●番、地目、田、地積 60 m<sup>2</sup>であります。申請理由は売買で、申請目的は貸駐車場です。

現地確認は 10 月 5 日に●●委員と●●委員でしていただきました。いままで実際のところ、譲受人の●●さんが経営している●●工業が半分使用しているようなものだったようです。今後は会社と●●さんで賃借契約を行い、会社が駐車場として使用することでした。8 ページの位置図、9 ページに航空写真を添付しております。参照にされてください。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは現地確認をしました●●推進委員は補足説明をお願いいたします。

●● 委員 先ほど事務局の説明のとおり、現在農地として利用はされておらず、農地への復旧することも容易にできないような状況であることから、転用自体につきまして何も問題はないと思います。以上です。

議 長 ただいま事務局の説明及び推進委員の補足説明がございましたが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ないようですのでお諮りいたします。

議案第 1 号農地法第5条第1項の規定による許可申請について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成多数)

賛成多数ですので議案第1号農地法第5条1項の規定による許可申請については許可相当であるという意見書を添えて県へ進達いたします。

議 長            その他に入ります。  
                  何かありますか。

事 務 局            (農業新聞及び農業者年金の推進依頼)  
                  (活動記録簿の提出依頼)  
                  (人・農地プランアンケート回収協力依頼)  
                  (荒廃農地の面積報告)  
                  (8月9月分の報酬の明細について)

●● 委員            安真木地区の人・農地プランの座談会に数回参加させていただき  
                  ましたが、いろいろな意見が出て行ってよかったと思いましたが、  
                  ので皆さん是非、自身の地区以外の人・農地プランの座談会に  
                  も参加をお願いします。

●● 委員            飯塚市大分の●●さんはどうなりましたか

事 務 局            町長名で期限を定めたくえでそれまでに管理活動をしてください。  
                  しなかったら利用権設定を解除しますよという旨の文書を発送  
                  しました。すでに期限は過ぎております。

●● 委員            どうも除草剤を撒いているようですね。それを管理活動とみなす  
                  のかということですね。

●● 委員            そのような状態でいいでしょうか。

事 務 局            電話しても文書送っても連絡がないので、どうにかして本人と話  
                  をして対応をするよう考えています

議 長            他ございませんか。

議 長            次回の総会は、11月10日(火)13時30分からを予定しております。  
                  以上をもちまして、川崎町農業委員会10月総会を閉会いた  
                  します。お疲れ様でした。

閉会 20時 15分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

11番委員 \_\_\_\_\_

12番委員 \_\_\_\_\_

議 長 \_\_\_\_\_